

<環境省ニュース>

二酸化炭素排出量削減モデル住宅(環の匠住宅) 整備事業について

環境省地球温暖化対策課

1. はじめに

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。

とくに、家庭部門における実効性ある対策として住宅について、住宅自体の断熱性などの省エネ性能の向上を図るとともに、高効率機器や新エネルギー設備の導入など効果的な二酸化炭素排出抑制対策を推進する必要があります。

そこで、環境省では「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油特会)」を活用した個人向け補助事業として平成17年度、住宅における二酸化炭素排出量を効果的に抑制するための対策技術を導入するモデル性の高い二酸化炭素低排出型住宅の導入促進事業を行い、他の住宅への波及を促すこととしました。この事業について、具体的な内容等について紹介します。

2. 事業の概要

(1) 事業の要件

次世代省エネルギー基準に適合した断熱資材、住宅用太陽光発電システムおよび高効率給湯機器(以下「対策設備等」という)をパッケージで導入することにより、二酸化炭素排出量を通常の住宅より大幅に削減しうる住宅(以下「環の匠住宅」という)を設置する個人に対して、費用の一部を補助します。

また、住宅に対策設備等のパッケージを導入後3年間は、電気・ガス等の使用量の把握を通じて、二酸化炭素排出量等をモニタリングしていただくとともに、こうした設備が導入された住宅に

よる効果的な二酸化炭素排出量の削減の取組について情報発信することを目的に、環の匠住宅設置者によるネットワークを形成し、二酸化炭素排出量を効果的に抑制する住まい方についての情報発信に協力していただきます。

本事業でパッケージで導入する対策設備等については、以下のア、イおよびウの設備等を住宅に導入することを要件としています。

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」*1(平成11年 通商産業省・建設省告示第2号)(以下「次世代省エネルギー基準」という)の性能を満たす断熱資材等(屋根・天井・壁・床等の断熱材、断熱構造の窓・ドア等)。なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

イ 住宅用太陽光発電システム(最大出力3kW以上)

ウ 高効率給湯器(CO₂冷媒ヒートポンプ方式(エネルギー消費効率(COP)3.0以上)、潜熱回収方式(熱効率0.9以上)、又はガスエンジン方式(エネルギー効率0.85以上)の給湯機器もしくは定格運転時のCO₂排出量がこれらの機器より小さい給湯器)

(2) 対象者(補助事業者)

対策設備等を新築または既築の住宅に導入(申し込み時点で未着手のものに限る)する住宅の建築主(対策設備導入後も当該住宅に居住する方に限る。)とし、居住の為に建売住宅を購入する方を含みます。ただし、200万円以上の住宅ローン導

入を行う方に限ります。

(3) 交付額・募集予定件数

1件につき40万円の定額補助とし、募集予定件数は1,000件としました。

募集開始当初のスケジュールを図1に示します。

(4) 申込等について

申込に関する手続きは当初、図2のような流れを考えておりましたが、予定した第1次の申込期間では予定数に達しませんでしたので、引き続き第2次公募を行いました。

第1次公募は平成17年5月16日(月)～6月30日(木)まで、第2次第1期公募は平成17年7月12日(火)～8月10日(水)、第2次第2期公募は平成17年8月12日(金)～9月12日(月)までとして、全国9つの地域毎に環境省地方環境対策調査官事務所を窓口として募集を行いました。

その結果、全国で1,000件の募集予定に対して、合計871件の応募がありました。各地域毎の申込件数については、表1の通りです。

予定の1,000件に第1次・第2次募集で到達し

ませんでしたので、予定する1,000件に達するよう3次募集を行った結果、11月2日でもって1,000件を超える申込をいただきました。(11月2日現在)。

3. 今後の事業展開

太陽光発電システムや高効率給湯器については、設備単体での導入補助がすでにあり、本事業が対象とする3点の設備の一括導入による40万円定額補助額であることから、本事業がどのように利用されるか当初懸念はありましたが、多数の申込をいただき当初予定の事業を行える見込みです。

本事業は、個人住宅への設備補助として既築・新築を問わないこととし、広く応募を募りましたが、これまでの応募結果では既築での申込は無く、すべてが新築物件となっています。住宅建築では工期の問題があるため、できるだけ早期に完工し、2月28日までに精算を行い、補助事業として終了することとして、年度内に居住して頂くこ

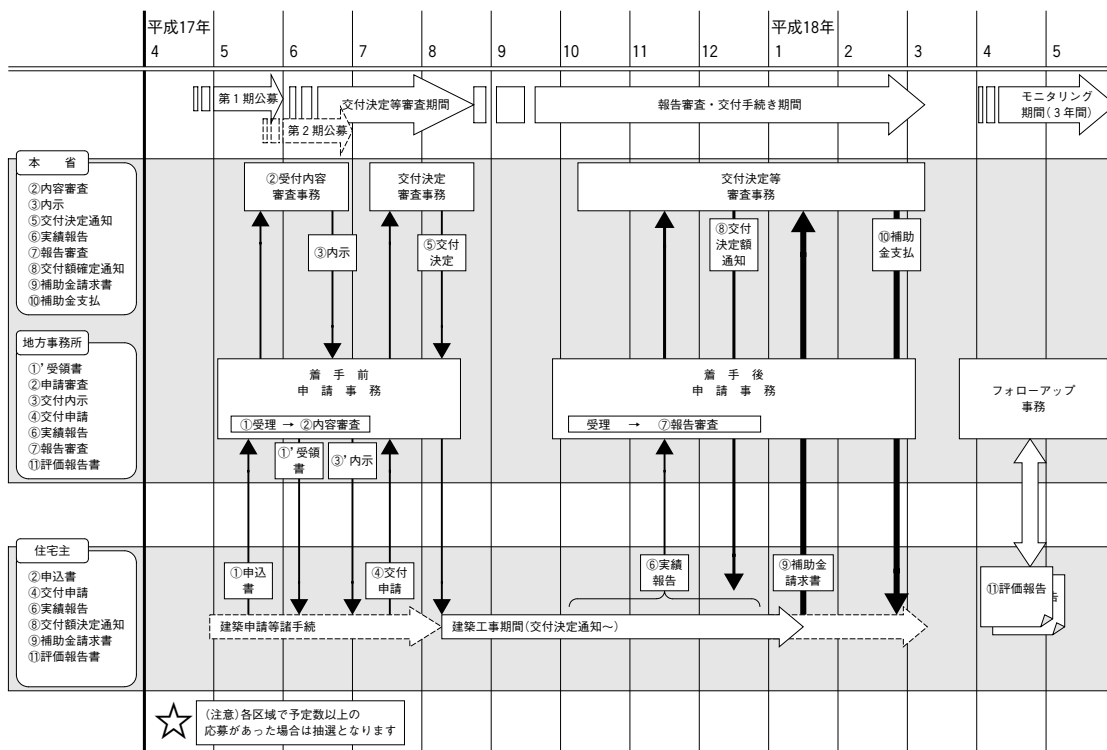


図1 環の匠住宅年間スケジュール

とも条件の1つとしています。これは、設備導入後の3ヶ年間の二酸化炭素排出量等を明らかにするため、「環の匠ネットワーク」として電気・ガス等の月使用量をモニタリングしていただく必要があるためであり、今後は補助事業を年度内に終了できるよう関係者と協力してゆく必要があります。

4. 次年度以降の事業

先進的な省エネ住宅の快適性と経済性を実際にモデルとして示すことができれば、省エネ住宅の普及は促進されると思われます。しかし、一部住宅メーカーや住宅設備メーカーにより宣伝はされていますが、更にまとまった数の実際の居住者による客観的な実証データとして示すことができれば、住宅購入時の判断材料として経済性と表裏一体である家庭からの二酸化炭素排出量というものをより意識していただけたと思います。

二酸化炭素低排出型住宅として環の匠住宅を約1,000軒導入しただけでは、二酸化炭素削減効果

は1,000軒分の直接効果にしかありません。更なる普及を促すためには、実際の省エネルギーの実態、二酸化炭素排出量の低減についての情報を取りまとめて情報発信し、今後整備される住宅に波及させていく必要があると考えております。

「環の匠住宅」への設備補助は本年度限りの事業ですが、次年度以降は、その成果を最大限に活用するため、補助事業者から寄せられる今後3年間の設備の省エネ情報等について取りまとめ、これをデータベース化して、わかりやすい形で広く一般に情報発信する事業を行う予定としております。

表1 「環の匠住宅」申込状況一覧

区 域	第1次 申込件数	第2次 申込件数	合 計 申込件数
北海道	1	1	2
青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県	12	27	39
茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県・長野県	107	169	264
新潟県・富山県・石川県	6	2	7
福井県・岐阜県・静岡県・ 愛知県・三重県	37	45	81
滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県	124	149	273
鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県	16	51	67
徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	13	27	41
福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	22	62	84
合 計	338	533	871

注) 表の地域は、募集の申込先として地方環境対策調査官事務所9箇所の区分ですが、10月より、業務再編により新たに地方環境事務所*2として7箇所に再編されております。

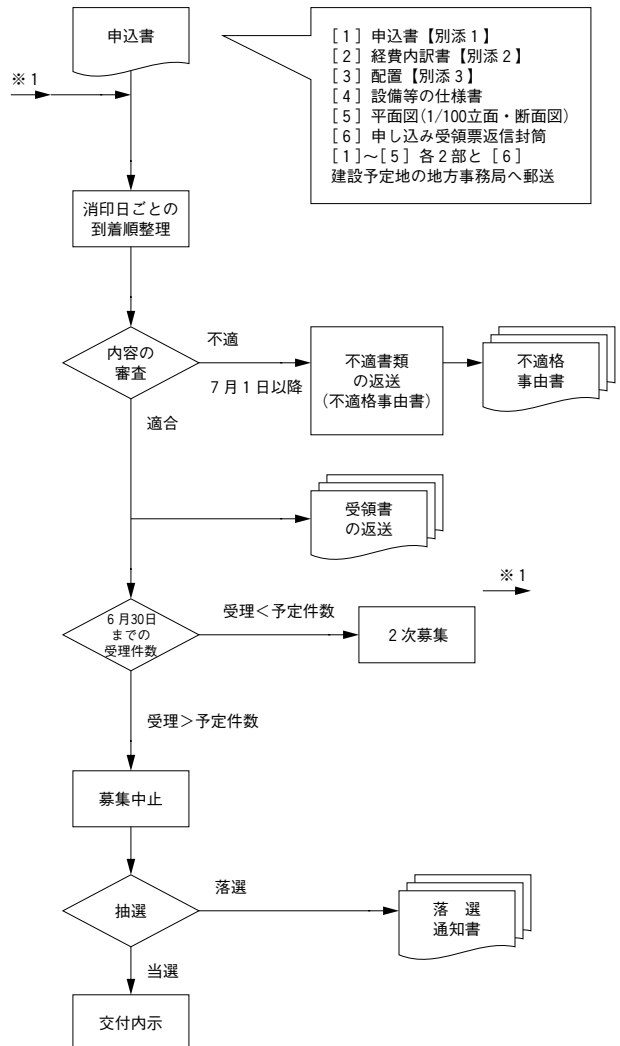


図2 申込手続きの流れ

5. おわりに

太陽光発電施設の04年度までの累積設置発電量は113万 kW に達し、国別の累積導入量としては、現時点で世界最高であります。京都議定書目標達成計画での新エネルギーの導入量では、太陽光発電は2010年に482万 kW を見込んでおり、今後さらなる導入促進が必要であります。

日本での太陽光発電システムはこれまで個人住宅での導入に支えられてきていますが、「環の匠住宅」のような省エネ・省 CO₂ 住宅の普及を進

めることによって、太陽光発電の一層の普及や住宅省エネルギー設備の導入を促進させ、地域ぐるみの取組としてこれを進めてゆけば、大きな効果が期待できます。そのためには、自治体関係機関のみなさまのご協力が欠かせません。

二酸化炭素排出量の削減の一翼として、家庭からの排出抑制を進めるに当たって本事業の活用にご協力をお願いいたします。

(参考) *1 : <http://www.ibec.or.jp/horei/index.html>

*2 : <http://www.env.go.jp/region/>